

日中サービス支援型共同生活援助について

1. 「日中サービス支援型共同生活援助」の概要（※別紙1-1イメージ図、別紙1-2指定基準を参照）

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型である。短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されている。

日中サービス支援型共同生活援助については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本としているが、利用者が他の日中活動サービス等を利用することを妨げることがないような仕組みとなっている。

2. 協議の場の設置について

国からの通知では、日中サービス支援型共同生活援助は、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとなっている。

本市では、協議の場として障害施策推進協議会に新たに「日中サービス支援型グループホーム専門部会」（以下、「専門部会」という。）を設置する。

なお、専門部会の評価については、事業の指定（変更）時は市が必要と認める場合となっていますが、本市では、申請時においても専門部会での評価を受ける仕組みとする。

3. 専門部会について

日中サービス支援型共同生活援助は、利用者のニーズに応じて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。このことから、専門部会では、よりよいグループホームとなるよう、運営方針や活動内容について評価や助言等を行う。

なお、専門部会では、人員や設備基準についての議論は行わない。

（評価内容）

- ・利用者のニーズに応じて、日常の介護はもとより、利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援が図られているか
- ・利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図れるよう、相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者と緊密な連携を図っているか など

4. 会議の公開について

本専門部会は、事業の評価を行う際に、堺市情報公開条例第7条第1号に該当する個人に関する情報及び同条第4号に該当する公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報を取り扱うこととなるため、堺市審議会等の公開に関する基準第3第1項第1号に基づき、非公開とする。